

令和5年度 香椎浜小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修として、4月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、7月に学校いじめ防止対策委員会の取組内容改善、3月に次年度いじめ防止基本方針提案を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- (1) 早期発見・早期対応を第一に取り組むのではなく未然防止の取組を第一に考える。
- (2) 全ての児童が参加・活躍できる授業改善を行い、日々の授業を充実させる。
- (3) 児童の生活環境や交友関係を把握し、いじめを生まない集団づくりを工夫する。

<香椎浜小 いじめゼロ宣言>

- ・友達に優しくします。
- ・友達にも進んであいさつをします。
- ・チクチク言葉をなくし、フワフワ言葉を広げます。
- ・人の心と体は絶対に傷つけません。 ・思いやりのある言動をします。
- ・困っている人がいたら必ず助けます。
- ・自分がされてうれしいことを自分から進んでします。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層推進する。
- 共同的な活動を通して、児童自らが「絆づくり」をするために、教職員が異学年交流などの「場づくり」を行う。
- 児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。
- 月に1回、いじめに関するアンケート（「いじめについてのアンケート」及び「生活アンケート」等）を実施する。また、学期に1回、無記名のアンケートをする。
- 「いじめ防止対策部会（生徒指導部会）」を月1回開催する。いじめ問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、校区内いじめ防止対策委員会、学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備，被害児童の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため，「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ，加害児童生徒への対応も含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し，組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について，客観的な事実確認を行い，その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課と連携し，被害児童をはじめ，被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 出席停止制度等の適切な運用及び学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り，いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して，教育委員会の支援チームの活用を行い，いじめ問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として，区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い，児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (8) 加害児童生徒に対しては，人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導するとともに，加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ，早期に警察に相談・通報し，警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめ問題に関する資質の向上を図るため，教育委員会と連携し，学校基本方針の共通理解，いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」，教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し，自らの対応を振り返る。
- (3) いじめを未然に防止するために，生活アンケートを活用する。
- (4) 事例検討会において情報を組織的に共有し，支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者関係機関等に説明する。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策部会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○名称

香椎浜小学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むにあたって中核となる
- ・基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・学校におけるいじめであるかどうかの判断
- ・関係のある児童への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者の連携等
- ・学校サポーター、PTA役員、学校代表者で構成されるいじめ防止対策委員会と連携し、情報収集を行い対応策を検討する。

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

校長、教頭、教務主任、生徒指導部、養護教諭、
SSW、SC、該当学年教諭、PTA会長、スクールサポーター

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○名称

香椎浜小学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・重大事態発生についての教育委員会への報告
- ・重大事態に係る事実関係の調査
- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導部、養護教諭、
SSW、SC、該当学年教諭、PTA会長、スクールサポーター